

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 30 日（火）第 25 号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法（道路維持課取扱い） 1  
公安委員会規則  
○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通規制課取扱い） 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第253号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
国道	268号	伊佐市大口里字諏訪馬場1906番1地先から始良郡湧水町木場字後川原31番4地先まで
	269号	鹿屋市北田町7257番1地先から同市札元二丁目3685番9地先まで
	447号	出水市緑町20番13地先から同市米ノ津町141番地先まで
	504号	霧島市溝辺町麓字曲迫284番1地先から同市溝辺町麓字麓原1363番3地先まで
県道	栗野加治木線	始良郡湧水町木場字後川原31番4地先から同町米永字宮ノ脇471番1地先まで
	志布志福山線 （都城志布志道路）	志布志市有明町伊崎田字下原8104番2地先から同市有明町伊崎田字字尾5635番1地先まで
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市大手町1番地先から同市共栄町6980番地先まで
	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5241番2地先から同市末吉町南之郷字黒房5212番4地先まで
	飯野松山都城線 （都城志布志道路）	志布志市有明町伊崎田字字尾5635番1地先から曾於市末吉町南之郷字後原畑5296番3地先まで
	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字黒房5212番4地先から5188番9地先まで
	鹿児島停車場	鹿児島市易居町12番6地先から同市名山町12番1地先まで

線	
郡元鹿児島港線	鹿児島市東開町字東開 5 番 2 地先から同市東開町字東開 4 番 82 地先まで
日当山敷根線	霧島市国分敷根字剣崎 389 番 4 地先から同市国分敷根字東牟田 1792 番 1 地先まで

## 2 指定する期日

令和元年 7 月 31 日

## 3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23メートル以上、縦寸法 0.12メートル以上（又は横寸法 0.12メートル以上、縦寸法 0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

## 鹿児島県公安委員会規則第 8 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和 53 年鹿児島県公安委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

一般国道 269 号	曾於市大隅町岩川字諏訪ノ脇 5591 番 1 地先から同市末吉町南之郷字山ノ上 69 番 2 地先まで	を
一般国道 270 号	日置市吹上町中原字野町 2927 番 1 からいちき串木野市大里字迫田前 6195 番 5 まで	
一般国道 268 号	伊佐市大口里字諏訪馬場 1906 番 1 地先から始良郡湧水町木場字後川原 31 番 4 地先まで	に、
一般国道 269 号	曾於市大隅町岩川字諏訪ノ脇 5591 番 1 地先から同市末吉町南之郷字山ノ上 69 番 2 地先まで	
一般国道 269 号	鹿屋市北田町 7257 番 1 地先から同市札元二丁目 3685 番 9 地先まで	
一般国道 270 号	日置市吹上町中原字野町 2927 番 1 地先からいちき串木野市大里字迫田前 6195 番 5 地先まで	
一般国道 447 号	出水市緑町 20 番 13 地先から同市米ノ津町 141 番地先まで	
一般国道 504 号	霧島市溝辺町麓字曲迫 284 番 1 地先から同市溝辺町麓字	

	麓原1363番 3 地先まで
主要地方道麓重富停車場線	鹿児島市西佐多町52番から始良市大字平松字前田1130番まで
主要地方道志布志福山線	志布志市志布志町志布志二丁目2772番 4 地先から霧島市福山町福山字樗木段5130番70地先まで
主要地方道垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先から5188番 9 地先まで
一般県道飯野松山都城線	志布志市有明町伊崎田字字尾5602番 4 地先から曾於市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先まで
一般県道飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字黒房5188番 9 地先から同市末吉町南之郷字中崎1487番地 1 地先まで
一般県道鹿児島停車場線	鹿児島市易居町 9 番34地先から同市浜町 1 番 7 地先まで

を

主要地方道栗野加治木線	始良郡湧水町木場字後川原31番 4 地先から同町米永字宮ノ脇471番 1 地先まで
主要地方道麓重富停車場線	鹿児島市西佐多町52番地先から始良市大字平松字前田1130番地先まで
主要地方道志布志福山線	志布志市志布志町志布志二丁目2772番 4 地先から霧島市福山町福山字樗木段5130番70地先まで
主要地方道志布志福山線 (都城志布志道路)	志布志市有明町伊崎田有明東 I C から有明北 I C まで
主要地方道鹿屋吾平佐多線	鹿屋市大手町 1 番地先から同市共栄町6980番地先まで
主要地方道垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5241番 2 地先から同市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先まで
一般県道飯野松山都城線 (都城志布志道路)	志布志市有明町伊崎田有明北 I C から曾於市末吉町南之郷末吉 I C まで
一般県道飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先から同市末吉町南之郷字中崎1487番 1 地先まで
一般県道鹿児島停車場線	鹿児島市浜町 1 番 7 地先から同市名山町12番 1 地先まで
一般県道郡元鹿児島港線	鹿児島市東開町字東開 5 番 2 地先から 4 番82地先まで

に改め、

同表一般県道京泊草道線の項の次に次のように加える。

一般県道日当山敷根線	霧島市国分敷根字剣崎389番 4 地先から同市国分敷根字東牟田1792番 1 地先まで
------------	---

別表第 4 鹿児島市道中洲通線の項の次に次のように加える。

鹿児島市道日之出線	鹿児島市小松原一丁目15番21地先から18番 1 地先まで
鹿児島市道小松原山田線	鹿児島市小松原二丁目10番 3 地先から15番22地先まで (小松原地下道を除く。)

別表第 4 鹿児島市道錦江 9 号線の項の次に次のように加える。

鹿児島市道宇宿 53号線	鹿児島市宇宿二丁目15番地先から14番 6 地先まで
鹿児島市道金属	鹿児島市宇宿二丁目12番 1 地先から12番 8 地先まで

団地2号線	
鹿児島市道東開5号線	鹿児島市東開町4番7地先から4番17地先まで
鹿児島市道東開9号線	鹿児島市東開町2番6地先から3番72地先まで

別表第4中

川辺町道平山宮線	南九州市川辺町平山5988番地1先から3905番地先まで
志布志市道東町2号線	志布志市志布志町志布志一丁目2881番地2先から同市志布志町志布志3223番地6先まで

を

鹿児島市道谷山港8号線	鹿児島市谷山港一丁目3番19地先から同市谷山港三丁目3番44地先まで
指宿市道矢石桁線	指宿市十町2475番8地先から429番4地先まで
曾於市道大路・見帰線	曾於市末吉町南之郷字二反田5742番1地先から同市末吉町南之郷字見帰6024番11地先まで
志布志市道飯野・松山線	志布志市有明町伊崎田字字尾5602番4地先から同市松山町新橋字大原4306番1地先まで
志布志市道香月・若浜線	志布志市志布志町志布志三丁目2312番248地先から同市志布志町志布志字東町3253番4地先まで
志布志市道東町2号線	志布志市志布志町志布志二丁目2771番9地先から同市志布志町志布志字東町3223番6地先まで
南九州市道平山宮線	南九州市川辺町平山5988番地1先から3905番地先まで

に改め

る。

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。